

平成 25 年度 第 2 回長野市青少年健全育成審議会議事録

1 日 時 平成 26 年 1 月 29 日（水）午後 2 時 00 分から 4 時 00 分まで

2 場 所 長野市少年育成センター 会議室 2

3 出席者 委員 15 名 事務局 10 名

4 次 第

1 開 会

2 教育次長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 事

(1) 青少年健全育成事業の実施状況

(2) 少年育成センター事業の実施状況

(3) 学校現場の状況

(4) 青少年の被害等に係る状況について

(5) 県「子どもを性被害等から守る専門委員会」の状況

県「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」の状況

(6) 長野市青少年保護育成条例について

(7) 少年科学センター、青少年錬成センターの利用料金について

5 その他

6 閉 会

4 議事、質疑要旨

(1) 青少年健全育成事業の実施状況

<資料 1 に基づき事務局説明>

質疑なし

(2) 少年育成センター事業の実施状況

<資料 2 に基づき事務局説明>

委 員 夜間の巡回活動について、以前、長野駅近辺を中心にしたグループがあったと思いますが、今の状況はどうか？

事務局 巡回のたびに駅前交番とは情報交換をさせていただいていますが、最近は以前のような動きは見られません。

委 員 中心街の夜間巡回指導について、18 時 30 分から 21 時 00 分の設定には何か理由があるのか？

事務局 特別な理由はないですが、今までの経過からすると、以前は 19 時 00 分から

24時まで実施しましたが、条例で青少年は23時以降出歩くことは禁止ですので、その少し前くらいの設定としています。

会 長 関連がありますので、(3)～(6)について説明をいただき質問・意見をいただきたいと思います。

(3) 学校現場の状況

＜資料3に基づき事務局説明＞

(4) 青少年の被害等に係る状況について

＜資料4に基づき中央警察署から説明＞

被害を防ぐために、フィルタリングサービスを利用していただきたいと思いますがそれぞれの携帯会社、さらに携帯電話回線と無線LAN回線それぞれにフィルタリングが必要であり、複雑な実情にある中で、子どものほうが詳しいという現状があります。親が無関心になって子どもが何をしているかわからない。大人のモラルも大変重要になってきていると思いますので、いかに危険性が身近にあって、使い方、危険性については、あらゆる機会を通して子どもたちに教えていかなければいけないと思います。使い方について家庭で話す機会を持っていただけるとありがたいと思います。

(5) 県「子どもを性被害等から守る専門委員会」の状況

県「子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会」の状況

事務局

第1回長野市青少年健全育成審議会での主な意見の報告

これまで長野県が条例を制定してこなかった理由と子どもの性被害の状況について説明。1月26日県は第6回「子どもを性被害等から守る専門委員会」を開催し、前回に続き総括の議論を行った。「性被害の予防、被害者支援を支えるような条例」の方向について確認を行った。淫行処罰規定の是非に関する本格的な議論は、「淫行」が何を指すかがもともと曖昧で、「悪いこと」と「真摯な恋愛」との境目が区別できないことが問題であり、個人のプライバシーや性的自由を侵害する可能性もはらんでいるため、年度内に予定する次回会合に持ち越した。インターネットについては、危険性の周知やリテラシー教育の推進を、県などの責務として条例で明文化すべきであるとした。

(6) 長野市青少年保護育成条例について

事務局

資料として長野市青少年保護育成条例をつけましたが、第1条の目的としては、「青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある環境及び行為から青少年を保護すること」です。第12条に(場所の提供及び周旋の禁止)がありますが「行為そのもの」を禁止するものではありません。

現在長野県で条例について議論が進められておりますが、全国でも県に青少年条例があるところは、市には青少年関係の条例はありませんので、青少年問題協議会を設置し

て計画により進めているところが多い状況です。長野市には青少年保護育成条例がありますので、この審議会でこのような問題について審議をいただいております。

前回に続きご意見をお伺いしますが、「淫行処罰」に関することは長野県でも議論が進められておりますが結論には至っていない状況です。今後も県の状況を注視してまいりたいと考えておりますが、先ほどの学校の状況、被害状況、県の状況を踏まえまして、委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。また、市条例においては、有害図書類の指定及び販売の禁止、深夜外出の注意義務なども規定していますが、近年急速に普及していますスマートフォン等の情報機器からの被害について子どもたちをどのように守っていくのか、そのような視点からご意見をいただければと思います。

委員

携帯とWi-Fiのフィルタリングの話が出ていましたが、携帯は電話の回線を使ったところから情報をとっています。Wi-Fiは地元のプロバイダから無線LANで情報を出している。プロバイダのところではフィルタリングの装置があるかどうかは問題であるが、県内のプロバイダでフィルタリングの設備をしているところはあまりありません。大手のところはやっていると思います。どうしてやらないかという、経費をかけても利用頻度が少ない状況です。フィルタリングを強くするとつながらなくなる。利用者から申し込みがあった場合は対応している状況です。実際のフィルタリングサービスという項目は、サービスのところには掲載されていないのが現状です。

会長

今のお話しでお伺いしますが、フィルタリングで青少年が性犯罪に巻き込まれるようなことは防ぐことはできるのでしょうか？

委員

完全には無理だと思います。

委員

問題点を現状とあわせてお話ししたいと思います。教育委員会で集計していただいた長野市内の小・中学校のアンケート調査を見ていただきお話ししたいと思います。教育委員会のほうでも、情報モラル教育については各現場においても取り組んでいますが、この集計から、特に小学校は、長野市教育委員会のほうで各小学校の生徒指導係を中心に全小学校にアンケートをとった結果です。中学校は、長野、上水内と合わせて、生徒指導の主事たちに協力していただいた結果です。主事会で現状をみながら問題になったことがあります。子どもたちの保有率からしても、小学生から中学生まで、プレゼント感覚で保護者から入学のお祝いとか、誕生日、クリスマスに簡単にスマホ、携帯電話を買ってもらっている。保護者が買い与えている。ゲーム機とか音楽プレーヤーとか簡単に与えているというところに課題があると思っております。これらについては警察署、

県警察に講演会をお願いして、各小・中学校1回、多い中学校では2回3回と開催しています。子どもたちが一番ですが、一番は保護者に知ってほしいと思っています。携帯、スマホだけでなくゲーム機、音楽プレーヤーの危険も知っていただきたいと、各校講演会を開催しています。しかし、それでもこのような状況になってきてしまっていることは、現状からみると、子どもたちも多感な時期であり興味関心もあるため、情報モラル教育を推し進めていく必要と、人権感覚にもつながるものと思っています。

また、中学校では今、依存症というのが一番危惧されています。食事、勉強、睡眠よりもいつも見ていなければいけない。つまり依存になっていくことで時間が束縛されている。現場では、依存症がこれから心配になってきています。具体的な犯罪については、県警のサイバー対策室に各校相談をかけています。どうしても保護者に知ってほしいということです。新入生保護者説明会や入学式とか保護者が一同にかえす時に、保護者に危険性や子どもたちの実情について何度も繰り返しやっけていかないとこのようなことはおさまっていかないのではないかと思います。

これからの新しい動きになっていく生徒指導のむずかしさは、ぜんぜんわからないことです。見えない部分について進行していく、水面下で犯罪が進行していくような非常にわかりにくくて、子どもたちの良識に訴えることしかないようなことがあり、子どもたちからの情報がないと私たち教師、保護者は知るすべもなく、依存症と情報がなかなかつかめないということの危険性を特に中学校では感じています。

委員

高校入学の段階でスマートフォンを買うことが多いと思います。所有率からすると持っていない子どもが一人、二人という状況だと思いますが、けじめをつけて使わせるように考えています。また、一年生の保護者対象に講演会を開催して、危険性とか正しい使い方について保護者が知るべきことについて行っています。また、生徒対象にも行っています。高校生の段階なのでわれわれに見えてこない部分もあります。

委員

無知な親が多いと思います。PTAや学校一緒に取り上げていただきたいと思います。学校によって対応が違うことは不安があります。ぜひ校長会のほうから保護者向けのものを各学校に一貫して小・中・高の保護者に受けていただくように働きかけをしていただけるのでしょうか。

委員

校長会では、生徒指導係と毎回のようにそのような話しをしています。ただ、各校の実情があります。各校の状況を聞いてみますと、入学してから1年、2年、3年と段階に合わせて学年とか全校とか年に一回、二回、三回と長野市内全中学校で講演会を、講師あるいは生徒指導係りが必ず子どもや先生への勉強会を行っています。保護者に対してもどの学校も一回は、やろうとかやっている状況ですので、ますますそれを一回とい

うことではなくてできれば多くの保護者が集まる機会にやっていただけるよう校長会においてもアピールしていきたいと思います。

委員

非常に時代の流れが速いと感じます。家庭用のゲーム機からスマートフォンのゲームに移ってきている。LINE は情報伝達にはとても便利だと思います。便利がゆえに悪用もしやすいと思います。LINE を否定するよりも、われわれ大人が勉強する場面が必要なのではないかと思います。このような情報交換のできる共有の場が非常に重要な時代になってきたのではないのでしょうか。われわれが時代の流れについていけるような共有の場が教育に反映されていくのではないかと感じています。

委員

わいせつ画像をネットに公開して児童ポルノ法により検挙される。長野から東京に出て出会いカフェとかの風俗系とか、女子高生を装って一緒に散歩をしてお金をもらう、そのような中で危険な目に合うようなこともあるようです。長野のほうではまだですが東京ではおきている状況です。いずれは長野のほうにもくるのかなと思います。暴力団の構成員が係わって管理売春みたいなものもありますが、意見がむずかしいので児童福祉法で事件になっては家庭裁判所のほうに、未成年か管理売春に係わった場合ですが、そういった事例がありました。子どもたちは、ほとんどスマホを持っていますので、少年たちから教えてもらいながら報告書を書いたりしていますが、このような情報交換は私には大変よい機会だと感じています。

委員

児童相談所は、警察や裁判所のように犯罪がらみの相談は少ないですが、犯罪ということになると警察であったり、家庭裁判所のほうに相談にいたり法的な区分けもそのようになっています。しいて児童相談所の中で今回話題となっていることと関連しておきていることとすると、今年の前半に多かったのは、LINE や携帯電話で知り合った県外から来た子どもが長野県内で保護されて、親元に帰すといった作業が多かったと思います。また、最近の傾向とすれば、女子中高生が性被害にあって被害者の立場で相談に乗ってきますが、もともとはその子自体の反省があったり、学校であったり、親御さんが困って訴状に載ってきますが、法律の上では被害者という立場であって、その子自体が放火して検挙されたり補導されたりということよりも被害者ということで警察に事情を聞かれるため、本人自体が悪いことをしたというよりは被害者というほうが前面に立っていることから、児童相談所の指導が行き渡らなかつたり、親もそういう意識だつたりすることがむずかしいところだと思っています。

委員

弁護士会でも県の委員会では淫行処罰条例の制定について12月14日付で意見書を出

していただいていますので関心のある方はそちらを見ていただきたいと思います。

私の意見としましては、行政がやるのではなくてまずは家庭がやるべきものと思います。基本的には、親が子どもと向き合って、不特定多数の方から性的な対象にされるリスクがあると、それを防ぐにはどうしたらよいのかと子どもと向き合って話すのはまずは親の責任であると思います。さらにその上にはじめて行政があると思います。各家庭、各家庭が連携したPTAでも団体でもいいのですが、それがどのような取り組みをしているのか、されていないのであれば、自分たちに何ができるか、そここのところを検討しないといけないのに、いきなり学校に何かを求めるとか、飛び越えて条例をつくらせて処罰を求めることは、飛躍していると思っています。先ほど、フィルタリングの話がありましたが、フィルタリングそのものに実効性があるかはともかくとして、少なくとも、警察でよい資料を作っておいてありますので、こういうものを受け取ってそのままにしておくのではなくて、そのことをネタにして子どもと対話するとか子どもに話すだけで効果はあると思いますので、そういう意味では十分に意味のあることだと思います。そのような県警の取り組みは、条例をつくらせて処罰するよりも効果はあると思います。

まとめますと、各家庭なり親なりが何ができるのか。十分検討して、どうしてもだめな場合は、行政なり、条例の問題が出てくる。ですから、私は、現段階では県でも市でも淫行処罰の条例を設けることには反対です。

委員

子どもたちに「心の隙間」を作らないように地域のスポーツ活動で肉体的にも精神的にも健全な環境を地域で作ってあげることが重要と感じる。

これからどうしていくかについては、子どもでなくて「大人に対してどうしていくか」ある程度強制力を使ってもこのような情報セキュリティーについて聞いていただくことが必要なのではないかと思います。

お話しをお聞きしていて、「いるかいらないか」、「教育か法律か」議論が煮詰まらないうまま、どこが問題で、どこをどうしたらどうなのか、現行の法律でカバーできるということであれば、どういう範囲をどう現行でできて、できないところがあるのかなのか、煮詰まっていって議論に期待したいと思います。

委員

孫がいますが、先ほど話がありましたが、誕生日でゲームを買ってもらってやっています。何を差し置いてもゲームという感じが見受けられます。親御さんたちが、知識を深めながら子どもたちにどのように指導したらよいのか、子ども自身も自覚精神をどのようにつけていったらよいのか、大事な問題だと思っています。一般の皆さんは知らないと思います。知らせるにはどのようにしていったらいいのか考えていく必要があると思います。早急に対応する必要があると思います。

委員

学校サイドからしますと子どもたちを被害から守りたいということと同時に加害者にもしたくないと、そういう気持ちから学校サイドとして講師を迎えて生徒並びに保護者に知らないことを知っていただき、被害者にならないように、加害者にならないように、犯罪者にならないことをやっていきたいということが多くの先生方の気持ちだと思います。保護者の皆さんと同じだと思います。学校サイドとして企画している。

また、警察関係ではお願いすると気軽にすぐに来ていただける。学校とすると大変ありがたいと思っています。本日らしをいただいたようなものについてもできれば来ていただいてお話しいただけるよう融通していただけるとありがたいと思います。

委員

資料3のアンケート調査の10で、自転車運転中に操作したというのが大変多いと思います。事故にあう危険も高いと思いますので指導していく必要があると思います。

委員

親が子どもに関心を持つこと。コミュニケーションをとること。会話を多くして親子のきずなを深めてほしいと思います。

市P連では、今年度懇談会の折にスマホの問題も取り上げた。県P連でも今年はこの問題について活発に活動している。

会長

青少年健全育成についてですが、同じ学年の子どもたちを集めるというよりも、大人もまじって、学生、高校生がまじって、継続できるような企画がうまくいくと今までになかったようなこともおきてくるのではないかと思います。

委員

われわれ大人も現在の早いスピードには着いていけない状況です。どちらが先かではなくて情報交換しながら「同時進行」で行う必要があると思います。

午後4時00分 終了